

気象等の警報発表時における規定

1 気象等の警報または特別警報が、県内の全域、または奈良市、生駒市のいずれかに発表された場合

- ① 午前6時に警報または特別警報が発表されている場合は、自宅で待機する。
- ② 登校中に警報または特別警報の発表を確認した場合は、直ちに帰宅し、自宅で待機する。ただし、学校へ避難する方が安全と判断すれば、速やかに登校する。
- ③ 午前7時まで（午前7時を含む）に警報または特別警報が解除された場合は、第2限から授業を開始する。なお、登校には十分注意し、危険が感じられる場合には学校へ連絡するとともに、自宅で待機する。
- ④ 午前10時まで（午前10時を含む）に警報または特別警報が解除された場合は、安全に留意し登校する。なお、登校には十分注意し、危険が感じられる場合には学校へ連絡するとともに、自宅で待機する。
- ⑤ 交通機関の状況等で登校することができない場合や危険が感じられる場合は、自宅で待機する。
- ⑥ 午前10時を過ぎても警報または特別警報が継続して発表されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。

2 気象等の警報または特別警報が、奈良市、生駒市以外のいずれかに発表された場合

- ① 居住する市町村に警報または特別警報が発表された場合は、原則として上記①～⑥に従う。

※ この規定は令和6年5月27日から実施する